

「桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足」について

| | | | |
|---|---|-----|---------------------------|
| 1 | 名 | 称 | 桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足 |
| 2 | 員 | 数 | 1 領 |
| 3 | 種 | 別 | 有形文化財（工芸） |
| 4 | 所 | 在 地 | 秋田市千秋公園 1 番 4 号 秋田市立佐竹史料館 |
| 5 | 所 | 有 者 | 秋田市 |
| 6 | 年 | 代 | 江戸時代中期 |
| 7 | 説 | 明 | |

本資料は、秋田藩 4 代藩主佐竹義格^{よしただ}（1694～1715）所用と伝わる具足である。

鉄六十二間筋小星錆色漆塗り甲・鉄錆色漆塗り隆武面・鉄黒漆塗り桶側鳩胸二枚胴・錬革黒漆塗り当世袖・鉄黒漆塗り三本篠籠手・錬革黒漆塗り伊予型佩楯・鉄錆色漆塗り筒型臙当てからなり、隙間なく体を包んで防御できるよう強固で実戦的に製作された江戸時代以降の当世具足の特徴を備えている。

本資料を構成する部位のなかでも、室町時代後期の多数の小星を有した甲鉢は伝世品を利用したもので、精巧な彫刻を施した金銅の鍬形台に鍬形と金銅の月丸五本骨扇の佐竹家家紋からなる前立が取り付けられており、前立と一体をなす白熊^{はぐま}の白毛が甲鉢全体を覆い飾っている。また、甲鉢の内側には、前正中に「伊勢天照皇大神」の神号と、後正中に「天文二年癸巳三月吉日 信家」の銘が残る。神号が刻まれることが希少であることに加え、天文 2 年（1533）の銘に続く「信家」は、16 世紀前半に活躍した明珍信家^(註1)の作であることを示し、他の秋田藩主所用の具足と同様に、礼式や威厳を備えた室町期の明珍派による優品が選ばれていることが分かる。

また、江戸時代に製作された他の部位では、胴の中心に丸龍紋の蒔絵が施され、腰には精巧な金銅覆輪の雲形が菊鉾で留められるほか、面頬の鼻や顎に長い白毛が植えられ、胴・籠手・佩楯の家地には紺地に金欄・緞子が織り込まれるなど、各所に優れた工芸が施されており、江戸時代中期以降の具足の特徴である顕著な装飾性の付加を見ることができる。

本資料の具足一式は、「御兵器録・全」^(註2)の記載から正徳 3 年（1713）に江戸の甲冑師左近士正六重直^(註3)によって製作されたと考えられており、「御甲冑」^(註4)にある佐竹義格所用の具足 2 領のうち 1 領と各部位の仕様を突き合わせることができる。ただし、「御甲冑」に記載されている 2 組の臙当てのうち、「七本篠黒塗間遠鎖」は、明治 24 年（1891）の「佐竹家武器類覚書」でも同一の特徴をもつ「御臙当七本篠黒漆」が記載されているが、本資料には伴っていない。

また、昭和 2 年に佐竹家から外部へ譲渡される際の入札会出品目録である『舊秋田侯 甲冑圖録』に「義格公着用御甲冑 勝色緞、鐵大脚當、前立有り、御兜明珍

信家作在銘」として甲鉢の立物や白毛を外した状態の写真が掲載されており、その比較からも本資料が佐竹家に伝来した具足であることが分かる。

なお、付属の木製鎧櫃には、正面に「部印月八號」・「義格公」と墨書された貼り紙があり、「御甲冑」の加筆された注記と同じ内容であることから、佐竹家が所有していた当時から付属していたものと推定される。

本資料は、秋田藩主佐竹氏が所用した歴史的価値に加え、実用性に基づいて製作された近世以降の当世具足のなかでも、威儀化を象徴する復古的な要素と、顕著な装飾性を備えた工芸的価値の高い具足であることから、具足の製作様式・技術を知るうえで貴重である。

(註1) 明珍派は最も有名な甲冑鍛冶の一派で、室町時代末期頃から多くの製品を残している。なかでも十七代信家は15世紀中頃の高義・16世紀前半の義通とともに明珍三作と称して珍重され、特に秀でた名工として知られている。

(註2) 文化10年(1813)の佐竹家兵具目録の写し。奥付に「御兵具奉行豊田宇左衛門、根岸隼太勤役中文化十癸酉年 根本右衛門写之指上ル」とある。故岡田茂廣秋田市文化財保護審議会委員は、同資料を基に『秋田市史研究』第9号にて本資料を江戸の甲冑師左近士正六が製作したとしている。

なお、佐竹史料館寄託の「左近士家伝来文書」(288点)の「代々勤功書付控」(年不詳)に、秋田住左近士家の歴代甲冑師が藩から請け負った具足等の記載があるが、正徳年間前後では既製品の具足の多量製作・修繕を請け負っており、本資料との関わりは見られない。

(註3) 江戸の秋田藩邸に仕えた甲冑師で、宝永元年(1704)から享保2年(1717)の間に4代藩主佐竹義格・5代藩主佐竹義峯の甲冑を製作したと伝わる。左近士家は、佐竹氏の秋田入部後に甲冑調達御用師に召し抱えられ、秋田と江戸の両方で仕えていた。

(註4) 幕末・明治時代頃に記された佐竹家の武具目録。上下巻からなり、上巻には「御寶藏御甲冑之部」として、多田満仲所用兜(秋田県指定有形文化財白韋威十二間阿古陀形筋兜)、源頼義所領甲冑のほか、20世佐竹義重から七代藩主佐竹義明までの所用具足20領の概要が記載されている。昭和26年に佐竹家から秋田県に寄贈され、現在は秋田県公文書館所蔵。

参考文献

秋田市『秋田市史』第15巻 美術・工芸編 2000.3

岡田茂廣「秋田藩歴代藩主の甲冑について」『秋田市史研究』第9号 秋田市 2000.7

池田吉男「甲冑類調書 桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足」2018.12

桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足

